

社会養護検討部会

任意記載事項

平成 26 年 2 月 27 日

1. 児童虐待防止対策の充実

【背景】

- 児童虐待相談件数の増加
- 家庭をめぐる課題の深刻化（経済的困窮、養育力不足、親または子どもの疾病・障害、ひとり親家庭、社会的孤立、配偶者からの暴力（DV））
- 早期発見・早期対応が強く求められている
- 児童虐待に関する市民の知識・理解が不十分

【取組内容の例示】

- 地域の支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の充実
 - ・ 構成団体・関係機関の連携強化と資質の向上
- 児童虐待防止・通告義務の啓発
- 事業の実施（市）
 - 《発生予防》
 - ・ 妊娠期からの支援（母子健康手帳発行時の相談対応）
 - ・ 乳児家庭全戸訪問事業等による社会からの孤立防止
 - 《早期発見》
 - ・ 母保健事業（訪問・相談・乳幼児健診等）による早期発見・早期対応
 - ・ DVに関する相談で、子どもへの直接の暴力の有無の確認と、あった場合の子育て支援課への通報。
 - 《早期対応》
 - ・ 親支援のための事業の情報提供と、その支援の実施
 - ・ 学校等での継続した見守りや、状況の常時確認（連絡票や電話等）
 - ・ 専門家（スクールソーシャルワーカーや児童家庭支援相談員など）を学校に派遣し、各関係機関と連携
 - ・ 関係機関との連携による児童生徒の保護や家庭支援
 - ・ DV相談者にDVが児童の虐待につながる関係性を説明
 - 《再発防止》
 - ・ 要保護児童対策地域協議会事務局の運営（調整機関）
 - 《啓発・研修》
 - ・ 市内全幼稚園、小・中学校の担当職員の児童虐待リスクアセスメント研修を開催
 - ・ 市民向けの研修
 - ・ 広報掲載

2. 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

【背景】

- ひとり親家庭は経済的な悩みが多い
- 母子家庭は居住や就労、父子家庭は家事での困り感の割合が高い

- 小さい子供がいる場合、就労が限られたり、収入が低かったりする傾向がある
- 子どもの養育や家事など様々な負担が一人にかかる

【取組内容の例示】

- ①母子・父子世帯の就業支援（情報提供や相談を含む）
 - ・母子家庭等自立支援給付金事業の支給（①教育訓練、②高等技能訓練）
 - ・ハローワーク等の専門機関と連携
- ②母子・父子世帯の経済的支援（情報提供や相談を含む）
 - ・母子・寡婦福祉資金貸付（県事業）
 - ・児童扶養手当
 - ・就学援助
 - ・奨学金
 - ・ひとり親家庭等への医療費助成
- ③母子・父子世帯の子育て・生活支援
 - ・日常生活の支援として行う「家庭生活支援員」（ヘルパー等）の派遣
- ④相談機能・情報提供の充実
 - ・母子自立支援員によるひとり親家庭の自立に必要な情報の提供や相談受付、事業の申請受付業務

3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項（ワークライフバランス）

【背景】

- 社会環境や経済状況の変化により、共働き世帯が増加している
- 仕事と家庭生活の両立の負担が大きい
- 男性の育児参加と仕事の両立が難しい
- 長時間労働の抑制や子育て支援の充実等による働きやすい環境を整備することが求められている

【取組内容の例示】

- ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
 - ・広報等への掲載
 - ・男女共同参画センターでの啓発講座
 - ・希望のあった事業所で出前講座の実施
 - ・市民団体と協働した啓発事業
 - ・建設工事入札参加資格審査における優遇取り扱いの実施